

2019 年度（第 2 回）  
「国際研究開発／コファンド事業／  
日本－イスラエル研究開発協力事業」  
に係る公募要領

2019 年 6 月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部

「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」  
に係る公募について  
(2019年6月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記を助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

## 1. 件名

「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」

## 2. 公募期間

**2019年6月25日（火）～2019年8月20日（火）12時00分**

※上記の公募期間において、提案書類（5. 提案書等の提出期限、提出先、応募方法等を参照）を受け付けます。

## 3. 事業概要

### （1）背景

「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）及び「科学技術イノベーション総合戦略2017」（2017年6月2日閣議決定）などの成長戦略に基づき、新興国を中心として急速に拡大するグローバル・マーケット獲得に向け、我が国の優れた技術の国際展開を推進することが急務となっています。特に、高い技術力を有しながら、海外への進出に踏み切れない我が国企業を後押しし、新たな市場獲得を目指した海外展開支援体制の強化が必要とされています。

### （2）目的

本事業は、我が国の高い技術力の海外市場への展開の推進、経済成長促進及び産業競争力強化の早期実現を図るため、最先端の技術を持つ国内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、NEDOが海外の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行い、オープンイノベーションによる新技術等の海外展開促進に資することを目指します。

### （3）事業内容

経済産業省は、2014年7月に、イスラエル経済省との間で協力覚書（MOC）を締結しました。このMOCでは、日本企業とイスラエル国企業の共同研究を促進するため、①プロジェクトの形成の促進、②資金支援の枠組みの構築等を行うことを規定しました。同日、NEDOは、このMOCに基づき、イスラエル産業技術研究開発センター（MATIMOP）（2016年にイスラエル・イノベーションオーソリティー（以下、「IIA」もしくは「相手国側実施機関」という。）に改組）との間で、基本協定書（MOU）を締結し、両国企業の共同研究開発、プロジェクトの公募、審査、助成など支援の実施方法を取り決めました。

NEDOとIIAは、こうした背景の下、今般、日本企業とイスラエル国企業の共同研究の促進を目的として、この度、日本－イスラエル研究開発協力事業に関する公募を実施いたします。

## ① 対象となる技術分野

NEDOが所掌する新エネルギー、省エネルギー、スマートコミュニティ、環境、ロボット・AI、IoT、材料・ナノテクノロジー等の分野

## ② 実施内容及び実施体制（スキーム図）

本事業は、日本企業と相手国企業間の共同研究開発を対象とします。日本側の参加者は、NEDOが助成金等により支援を行い、相手国側の参加者はIIAから支援を受けることを前提とします。

NEDOは、日本国内に研究開発拠点を有している単独ないし複数の日本企業等（大学、研究機関、技術組合等を含む提案も可。ただし、必ず企業が代表提案者となり、大学、研究機関、技術組合等は企業からの委託先または共同提案者として参画をすること。）を支援します。なお、研究開発に参加する両国企業間に資本関係がある場合、原則、提案をすることはできません。

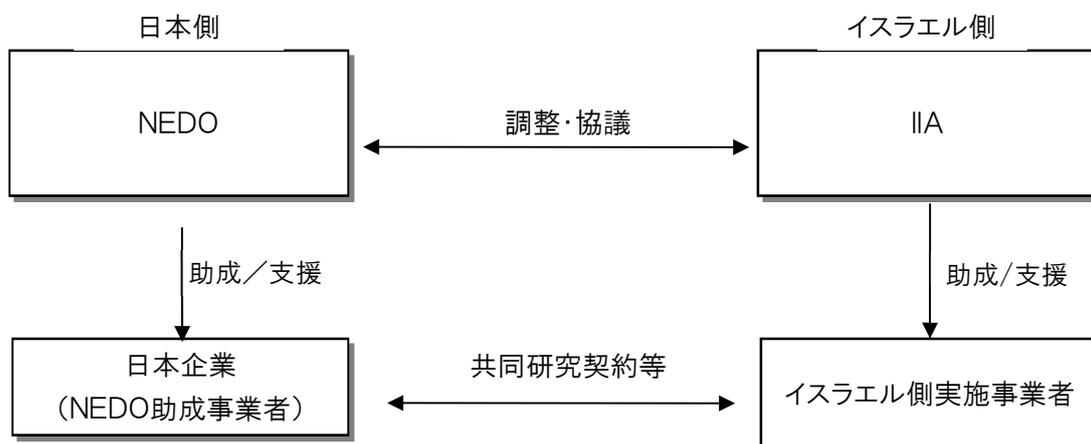
日本企業による本公募への提案の内容は、相手国の企業単独又は大学、研究所等（以下、「相手国企業等」という。）と共同で実施する内容であることとし、NEDOに提出する提案は、相手国企業等から相手国側実施機関に提出する提案と整合する必要があります。

提案時点においては、相手国企業等との共同研究契約等が必ずしも締結されている必要はありませんが、助成金の交付決定にあたっては、原則として、事業の開始前までに提案者間で提案に則った共同研究契約等を締結する必要があります。提案書、役割分担、共同研究契約書等の相手国企業等との調整は、提案者が提案前までに自ら行う必要があります

なお、研究テーマ採択の際に、研究方法、実施体制等について協議させていただくことがありますのでご了承ください。

相手国側の応募要件等については、相手国側実施機関のホームページ等をご覧ください、必要に応じて公募担当者への問い合わせを行ってください。

URL <<https://innovationisrael.org.il/en/program/japan-israel-rd-cooperation-program>>



## （４）助成対象期間

日本側は、原則として、2019年度中の交付決定日から24か月間以内を助成対象期間とします。（ただし、採択決定後の交付決定は、現時点では最長2021年3月末までとなります。2021年度まで事業計画が及ぶ採択案件の2021年4月以降の事業費に対する交付決定は、関連する2021年度政府予算の状況に応じて追加で行う予定です。）

なお、採択となった場合において、採択に係る研究開発の実施期間の終了前に相手国企業等との共同研究開発が中止・終了した場合、また相手国企業等が相手国側実施機関からの支援を受けることができなくなった場合又は支援を受けていない場合（自主的な取り下げ・取りやめも含む）は、原則として、その時

点で日本側の助成も終了することとします（詳細は、8. 留意事項（11）及び（12）を参照のこと）。

#### （5）事業規模

原則として、NEDO負担分と事業者負担分を合わせて、総事業規模は1億円を上限とし、また、各年度あたり5,000万円を上限とします。

助成金は、審査の結果及び国の予算の変更等により、申請額から減額して交付することがあります。

なお、企業規模に応じて、後述の4.（5）に記載する比率で助成するため、実際に交付される金額は申請額に助成率を乗じた額となりますので、ご注意ください。

#### （6）採択件数

今回の公募では、採択基準を満たした上で、事業予算の状況に応じて、1～2件程度を採択する予定です。

#### （7）交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

当該交付規程の詳細は、下記 URL よりご覧ください。

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

### 4. 応募要件

#### （1）助成対象事業者

助成対象事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業であることが必要です。（大学、研究機関、技術組合等を含む提案も可。ただし、必ず企業が代表提案者となり、大学、研究機関、技術組合等は委託先または共同提案者として参画をすること。）

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指しているものであって、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知的財産権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。
- vii. 当該助成事業の全部又は一部を複数の企業が共同して実施する場合は、各企業が当該事業の研究開発成果の事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業間の責任と役割が明確化されていること。
- viii. 日本国内に研究開発拠点を有していること。

#### （2）助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、前述の3.（3）①で対象とした技術分野における実用化開発を行うものであること

と。

- ii. 助成事業終了後直ちに、実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力があること。
- iii. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに基づき実施すること（同マニュアルについては、下記 URL を参照。）。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

### (3) 同一の相手国企業との提案

過去に本事業に採択されたことのある本邦企業（現在本事業を実施中の本邦企業を含む）が、同一の相手国企業との共同研究開発を対象として本事業を提案することについては、その技術内容が新規のものであるか否かにかかわらず、これを認めません。

### (4) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 6 条に示すとおり、I. 機械装置費等、II. 労務費、III. その他経費、IV. 委託費・共同研究費となります。詳細は、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルをご覧ください。

なお、企業から大学等への「委託及び共同研究」の助成対象費用額は、原則として当該企業の助成対象費用の総額の 50%未満です。企業と大学等との共同提案の場合、①共同提案者である大学等の助成対象費用額及び②企業から大学等への「委託及び共同研究」の助成対象費用の合計額（①+②）は、原則として助成事業全体における助成対象費用の総額の 50%未満です。

また、相手国企業等の費用は、NEDOの助成の対象とはなりません。

### (5) 補助率

企業規模に応じて、以下の比率で助成します。

- ・ 中小・ベンチャー企業：3 分の 2
- ・ その他：2 分の 1

\* 中小・ベンチャー企業とは以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えない日本法人（注 1）とします。

\* 「その他」とは大企業を含みます。

#### (ア) 「中小企業」としての企業

中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※ 1	資本金基準 ※ 2	従業員基準 ※ 3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含

みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が(ア)の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1.のほか、産業技術力強化法施行令第6条第三号に規定する事業協同組合等

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業(注2)の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業(注2)の所有に属している企業

(注2) 大企業とは(ア)(イ)のいずれにも属さない企業であって事業を営む日本法人をいいます。

## 5. 提案書等の提出期限、提出先、応募方法等

### (1) 応募書類及び提出部数

No.	書類名	資料 (様式)	提出部数
<b>[A] 提案書・日イスラエル共通様式</b>			
A1	「Bilateral Application Form」(英文) ※和文対訳の作成は不要	指定あり	8部
A2	知的所有権の取扱いに関する覚書 (LOI) 等	指定なし	1部
<b>[B] 提案書・NEDO様式</b>			
B1	提案書	別添1	8部 (正1部、副7部)
B2	事業成果の広報活動について	別添2	1部
B3	非公開としたい提案内容	別添3	1部
B4	研究経歴書	別添4	8部
B5	利害関係の確認について	別添5	1部
B6	提案書類受理票	別添6	1部
B7	費用積算表 (年度毎)	別紙1	8部
B8	会社概要 (パンフレット等)	指定なし	8部
B9	直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)	指定なし	8部
B10	e-Rad 応募基本情報	PDF ファイル	1部 (全頁の写し)
B11	電子媒体 (A1 (PDF)、B1~B6 (Word)、B7 (Excel) が対象)	CD-R	1枚

#### [A] 日イスラエル共通様式・提案書

- ・ 【A1】は日イスラエルの共通の様式です。指定された部数をご提出ください。イスラエル側では、イスラエル国パートナー企業から同様の提案を I I A に対して提出する必要があります。両国企業の契約代表者の署名を行ったものを、全頁の写しをご提出ください。英文で作成する必要があります。
- ・ 【A2】イスラエル国パートナー企業との間の知的所有権の取扱いに関わる覚書 (LOI) 等を締結し、全頁の写しをご提出ください。英文で作成する必要があります。

#### [B] NEDO様式・提案書

- ・ 【B1~B7】はNEDO様式です。【B1~B11】まで指定された部数をご提出ください。
- ・ 【B6】で提出書類の不足がないか確認した上で、提案書を提出してください。

### (2) 提出期限

2019年8月20日(火) 12:00(正午) 必着

上記提出期限までに郵送又は対面にて提出してください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。また、提案書類等の返却はいたしません。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO のウェブサイトにてお知らせいたします。

### (3) 提出先 (【A】【B】共通)

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」事務局

※郵送の場合は、封筒に『「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※対面提出の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合は、必ず事前に NEDO 国際部の上記事務局に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

### (4) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め【B6】「提案書類受理票（「別添 6」）」に会社名等をご記入の上、提出してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

### (5) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト <<http://www.e-rad.go.jp/>>

手続きの概略は、以下のとおりです。

#### (ア) 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「新規登録の方法」を参照してください。

e-Rad 研究機関向けページ 新規登録の方法

<<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>>

e-Rad 研究者向けページ 新規登録の方法

<<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>>

- (イ) 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用研究者番号（8 桁）の取得  
前記（ア）で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8

桁)とパスワードを取得します。詳細はe-Radの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

e-Rad 研究機関向け操作マニュアル

<[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)>

e-Rad 研究者向け操作マニュアル

<[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)>

(ウ)公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。(NEDOの公募ページからダウンロードが可能です。)

申請書類等を作成・準備します。

(エ)応募基本情報の入力と申請

本公募に対して、上記のマニュアルに従って、研究概要、研究経費、研究組織などの応募基本情報を入力し、応募情報として申請してください。

(オ)応募方法

前記(エ)で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルの全頁の写しを、提案書(正)とともにNEDOへ提出してください。

## 6. 秘密の保持

- (1) NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- (2) 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「別添3」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- (3) 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書(CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- (4) e-Radに登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 助成先の選定について

### (1) 審査の方法

- ・ 日本側は、外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・ 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。必要に応じて資料の追加・プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。
- ・ 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、実施者を決定します。

- 更に両国それぞれの審査結果を基に、両国で合同審査委員会を開催し、採択結果を最終決定します。
- 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

## (2) 審査基準

### ① 採択審査委員会における審査基準

採択審査基準		審査細目	重み付け
1. 研究開発内容の研究目標・計画			
(1)	研究開発内容の新規性、技術の優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された共同研究開発内容に新規性があり、技術的に優れているか。</li> <li>研究開発要素があるか（単なる既存部品・ソフトウェアの組み込みではなく、研究開発・技術要素が明らかか）。</li> </ul>	3
(2)	研究目標・計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発目標は、適切かつ定量的に設定され、目標を達成するための研究計画は実現可能か（研究期間、予算額、技術的可能性）。</li> </ul>	3
2. 国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制			
(3)	国際共同研究の必要性、有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業と相手国企業等とで共同で実施することにより、国内研究機関等のみの連携よりも、両者にとってメリットがあることが明確か（シナジー効果によりプロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。</li> <li>日本企業と相手国企業等の優れた技術を掛け合わせた相互補完的な国際共同研究開発となっているか。</li> </ul>	4
(4)	国際共同研究の実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同実施体制は妥当であるか（日本企業と相手国企業等との明確な役割分担とバランスが確保されているか）</li> <li>日本及び相手国側の参加者（委託先も含む）は、本研究開発を遂行するための能力を有するか（関連分野の研究開発の実績、優秀な研究者等の参加等）</li> <li>共同実施体制の知財の管理・運営は妥当か。</li> </ul>	3
3. 事業化・実用化計画、リスク対策			
(5)	事業化・実用化の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容は、事業化・実用化による国際市場の獲得の可能性（国際競争力）を有し、成果の普及による経済・社会的な波及効果が見込めるか。</li> </ul>	4
(6)	事業化・実用化におけるリスク対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容の事業化・実用化計画において、想定されるリスク（競合他社、技術変革、周辺特許、市場変動等）を分析し、その対策の検討がなされているか。</li> </ul>	3

(1)～(6)の審査項目について以下の採点基準を用いて評点を付け、重み付け係数を乗じて審査する。

<採点基準>

5点	本項目は、優れている	2点	本項目は、やや劣る。
4点	本項目は、やや優れている	1点	本項目は、劣る。
3点	本項目は、普通である。		

## ② 契約・助成審査委員会における選考基準

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
  2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
  3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野における事業の実績を有していること。
  2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。(国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)当該開発等に必要な設備を有していること。
  3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

### (3) 採択結果の通知及び公表

- ・ 採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、審査結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2019年12月中旬を予定しています。
- ・ 採択された事業に関しては、提案者の企業名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。また採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトで公表します。
- ・ NEDOは必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は、事前にNEDO国際部までご相談ください。

### (4) スケジュール

2019年	6月25日(火)	: 公募開始
	7月2日(火)	: 公募説明会(会場: グランフロント大阪)(大阪)
	7月4日(木)	: 公募説明会(会場: NEDO分室)(東京)
	8月20日(火) 正午	: 提案書の締切
	12月中旬	: 採択結果の公表及び通知
	2020年1月下旬以降	: 助成金交付決定、事業開始

## 8. 留意事項

### (1) 助成金交付申請書の提出

採択決定後、交付申請書とともに署名した共同研究契約書のコピーを提出して頂いた上で、助成金交付決定を行います。助成対象費用経費は交付決定通知が行われた日以降のものとなります。

### (2) 知的財産の取扱い

相手国企業等との共同研究契約締結に当たっては、知的財産担当部署や知的財産の専門家と相談のうえ、知的財産権の取扱いについても規定するようにしてください。なお採択決定後、我が国企業の知的財産権の保護の観点から、ドラフト段階で共同研究契約書を拝見させていただきます。

### (3) 報告書の提出

助成事業が完了した際には、速やかに、助成事業の全期間にわたる報告書を提出していただきます。助成事業にかかる実績報告書については、「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニ

マニュアルの記載例を参照してください。

#### (4) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、助成事業終了の翌年度以降5年間、「企業化状況報告書」を毎年度末までに提出していただきます。「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルの「企業化状況報告書」様式を参照してください。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る「事業化計画書」等を提出していただくことがあります。

#### (5) 収益納付

当該助成事業の事業化、企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。納付額の算出方法等詳細は、「課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル」の「XII. 助成事業終了後の手続等」を参照してください。

#### (6) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第16条)

①本事業における取得財産の所有権は助成事業者にあります。これを処分しようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受ける必要があります。

※助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増した財産については、助成事業の完了後においても処分制限期間内については善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効果的運用を図ることとなっており、NEDOが別に定める期間内に当該資産を助成金の交付の目的外（他研究への転用、商用生産、廃棄、売却等）に使用する時は、事前に承認を受ける必要があります。なお、当該資産を処分（目的外使用）することにより収入金があった時は、NEDOの請求に応じ収入金の一部を納付しなければならない場合があります。他研究への転用、商用生産、廃棄等の場合は、原則として残存簿価を収入金とみなします。

②助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

③本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳を適用することが可能です。

(注) 圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

#### (7) 研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う研究開発責任者及び各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は「別添4」をご覧ください。

#### (8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合がございます。追跡調査・評価については、本公募ウェブサイトに掲載の「資料」より、「追跡調査・評価の概要」をダウンロードしてご覧ください。

また、特許等の取得状況調査及び事業化状況調査についても、ご協力いただく場合がございます。

#### (9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本事業以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

#### 【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

#### (10) 本事業で得られた成果の発表の取扱い

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

#### 【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「国際研究開発／コファンド事業」において得られたものです。」

#### 【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「国際研究開発／コファンド事業」において得られた成果を（一部）活用しています。」

### (1 1) 共同研究の中止・終了等の場合の通知

相手国企業等と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、速やかにNEDOに対して、共同研究契約の終了予定日又は解除予定日及びその理由等と共に通知してください。その通知結果をもとにNEDOにて、本助成事業の期間短縮、中止等を決定できるものとします。

### (1 2) 相手国側実施機関による資金支援の終了等

相手国企業等が相手国側実施機関から資金支援を受けることができなくなった又は資金支援を受けていない（自主的な取り下げ・取りやめも含む）ことが判明した場合は、速やかにNEDOまで当該状況が発生した理由と共に通知してください。その場合、原則として、その時点で日本側の助成も終了することにします。

### (1 3) 交付決定の取り消し

提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

### (1 4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日NEDO策定。16年度機構達第1号。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを参照してください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを参照してください：NEDOウェブサイト

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。  
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。  
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

### （15）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日NEDO策定。平成19年度機構達第17号。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを参照してください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを参照してください： NEDOウェブサイト

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内

容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

### (16) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー16F

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html) ヘルリンク >

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

### (17) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## (18) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択を行いません。

## 9. 説明会の開催

本事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等の説明会を次のとおり実施します。応募に当たっては公募説明会への出席は義務ではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、本公募ウェブサイトに記載の方法でお申し込みください。

日時： 2019年7月2日（火）14時00分～15時00分

場所： グランフロント大阪 北館内 ナレッジキャピタル7階 ナレッジサロン  
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1  
※7階ナレッジサロンの受付までお越しください。  
(地図：<https://kc-i.jp/access/>)

日時： 2019年7月4日（木）16時30分～17時30分

場所： NEDO分室（虎ノ門）会議室  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル 12階  
※12階会議室に直接お越しください。  
(地図：<https://www.nedo.go.jp/content/100528379.pdf>)

※説明会当日には公募要領、提案書様式等は配布しませんので、説明会に参加される方は印刷して持参してください。

## 10. 個別相談

公募締切の1週間前まで、本事業の内容、提案書類の記載方法等に係る個別相談を受け付けます。ご希望の方は、下記、「NEDO国際研究開発／コファンド事業 相談窓口」のウェブサイトに記載の方法でお申し込みください。

「NEDO国際研究開発／コファンド事業 相談窓口」  
[http://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2\\_100075.html](http://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP2_100075.html)

## 11. 問い合わせ先

本事業の内容及び交付に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以外でのお問い合わせは、下記宛てにE-mailでご連絡ください。尚、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
国際部 「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」事務局

電話番号：044-520-5190

Email: [international@ml.nedo.go.jp](mailto:international@ml.nedo.go.jp)

## 12. その他

メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) にご登録いただきますと、NEDOのウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用ください。